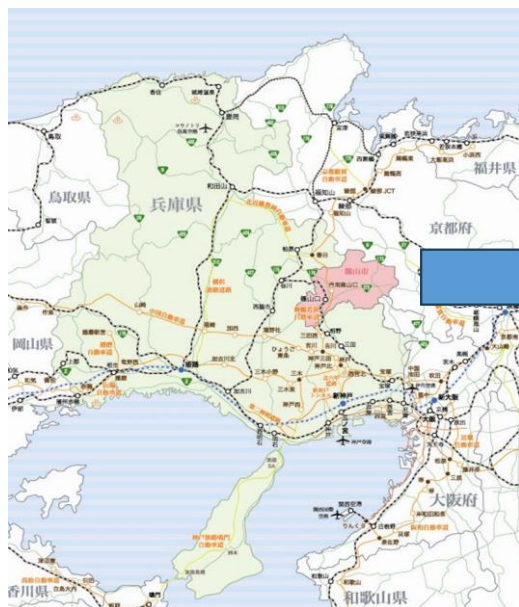


# 丹波篠山市特定居住促進計画

令和8年2月16日公表

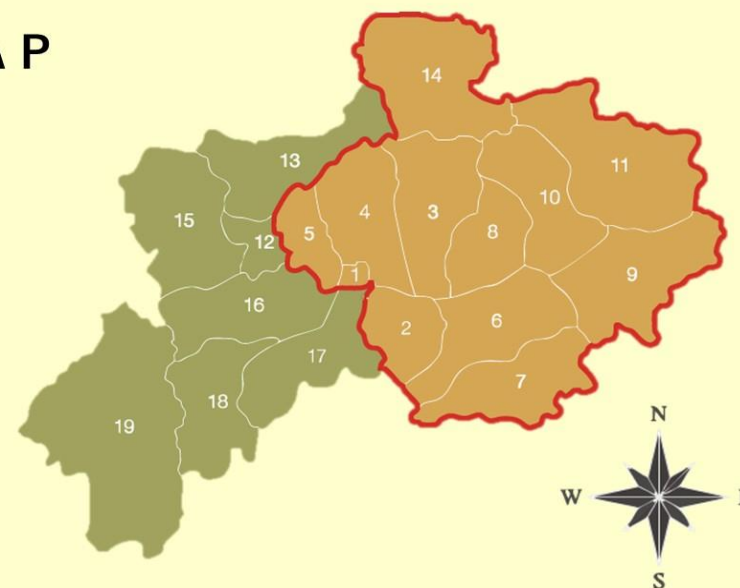
都道府県名	兵庫県	市町村名	丹波篠山市	計画期間	令和7年～令和11年
-------	-----	------	-------	------	------------

## 1. 特定居住促進区域



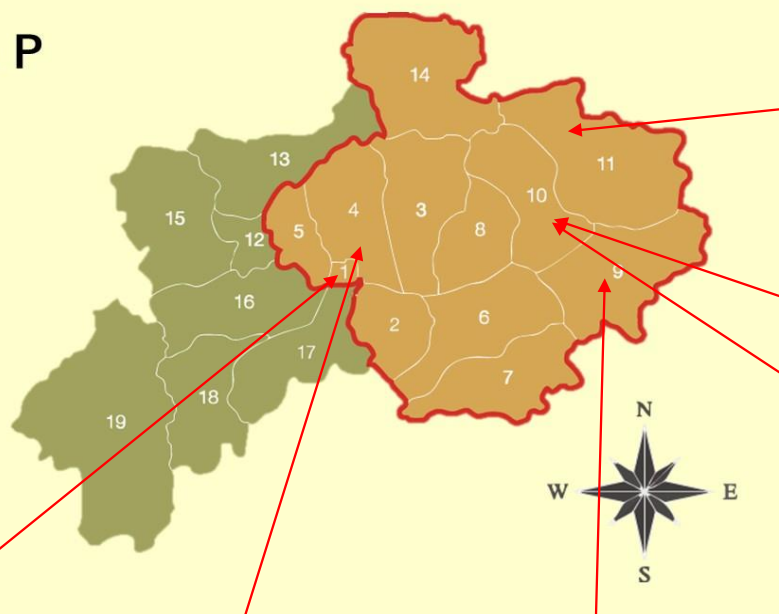
## 市内19地区MAP

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 篠山  | 11 大芋  |
| 2 八上  | 12 西紀南 |
| 3 畑   | 13 西紀中 |
| 4 城北  | 14 西紀北 |
| 5 岡野  | 15 大山  |
| 6 日置  | 16 味間  |
| 7 後川  | 17 城南  |
| 8 雲部  | 18 古市  |
| 9 福住  | 19 今田  |
| 10 村雲 |        |



# 市内 19 地区MAP

- |       |        |
|-------|--------|
| 1 篠山  | 11 大芋  |
| 2 八上  | 12 西紀南 |
| 3 畑   | 13 西紀中 |
| 4 城北  | 14 西紀北 |
| 5 岡野  | 15 大山  |
| 6 日置  | 16 味間  |
| 7 後川  | 17 城南  |
| 8 雲部  | 18 古市  |
| 9 福住  | 19 今田  |
| 10 村雲 |        |



泊まれる学校 おくも村

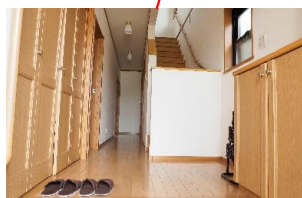
ハートピアセンター



滞在型市民農園「ハートピア農園」



コワーキングスペース



お試し住宅「黒岡」



お試し住宅「福住 わだ家」

## 2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

### (1) 基本方針

・二地域居住の促進により地域が目指す将来像とその実現に向けた取り組み方針

地方への人の流れの創出・拡大により、消費等の需要創出、新たなビジネスや後継者や地域の担い手の確保、雇用創出、関係人口の創出・拡大が図られる。関係人口の創出・拡大をするため、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等を行い、二地域居住の促進を図る。丹波篠山市は、京阪神の都市圏から電車や車で1時間ほどの距離に位置し、今なお日本の原風景ともいえる田園景観や自然が残り、伝統や文化、豊かな特産物が受け継がれているため、二地域居住者にとって大きな魅力となる。二地域居住者が丹波篠山市の地域資源に触れ、地域との関係性や参画が段階的に深まり、地域の関係人口化することで、「第2のふるさとづくり」を行う。

・二地域居住者に期待すること

ターゲット層：都市部で働くテレワーカー、若年層、子育て世代、アクティブシニア層など

丹波篠山市を二地域居住地として居住することで、関係人口をつくり地域の生業（産業）を生み出し、消費等の需要創出、農業の後継者や地域の担い手の確保に期待する。

・二地域居住者の受入れに向けた取組方針

- ①二地域居住者向けの居住施設を整備
- ②二地域居住者の相談窓口の開設
- ③二地域居住促進のための移住体験・観光ツアーを構築
- ④若者が活躍する繋がり体制を構築・促進（官学民連携）

### (2) 目標

二地域居住の促進に係る目標（R11年度末時点）を次のように設定する。

特定居住拠点施設の利用者数：25世帯/年

相談窓口での相談件数：300件/年

移住ツアーの参加者数：10人/回

里山暮らしツアー（4泊5日などの体験ツアー）の参加者数：10名/回

若者の交流イベント：12回/年

## 3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

## (1) 特定居住拠点施設

No	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設	ハートピアセンター	丹波篠山市細工所117	都市計画区域	整備済	丹波篠山市	平成10年3月完了
2	宿泊施設	お試し住宅「福住 わだ家」	丹波篠山市福住377	都市計画区域	整備済	民間事業者	(築100年古民家)
3	宿泊施設	泊まれる学校 おくも村	丹波篠山市中500	都市計画区域	整備済	丹波篠山市	令和2年3月完了
4	宿泊施設	お試し住宅「黒岡」	丹波篠山市黒岡18-2	都市計画区域	整備済	民間事業者	平成17年3月完了
5	宿泊施設	滞在型市民農園「ハートピア農園」	丹波篠山市塩岡264	都市計画区域	整備済	丹波篠山市	平成14年3月完了
6	事務所	コワーキングスペース	丹波篠山市内	都市計画区域	整備済	民間事業者	令和2年6月完了

## (2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意）

該当なし

## (3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

該当なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意）

該当なし

## 5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 移住及び二地域居住希望者へのワンストップ相談窓口開設、丹波篠山暮らし案内所での二地域居住相談窓口のサービス充実
- 希望の二地域居住スタイルに合わせた、おためし暮らし居住体験プログラムの実施
- 歴史・文化が残り後世に繋ぐ民性、美しい景観とそこに暮らす人々の暮らしなどの体験ツアー
- 二地域居住者向け住宅整備のための、リフォーム費用補助
- 地場産品の販路確保及び二地域居住者の就業の機会創出のための、道の駅の整備を検討
- 二地域居住用の増設支援（賃料支援、改修費支援）、空き家バンクの充実、シェアハウスの整備
- テレワーク支援、起業支援、地域貢献活動の機会提供
- 子育て支援、医療・福祉サービスの充実、コミュニティ形成支援
- オンラインサポート体制の充実（SNS活用）
- その他二地域居住促進に関する事業

●：現行事業    ○：今後促進する事業

## 6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

該当なし

※社会資本総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

## 7. その他

- (1) 都道府県知事への意見聴取：令和8年2月16日
- (2) 特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項  
(一社) 丹波篠山市観光まちづくり機構、丹波篠山市二地域居住促進コンソーシアムで協議
- (3) 都市計画との調和に関する事項